

# 第1章 計画の概要

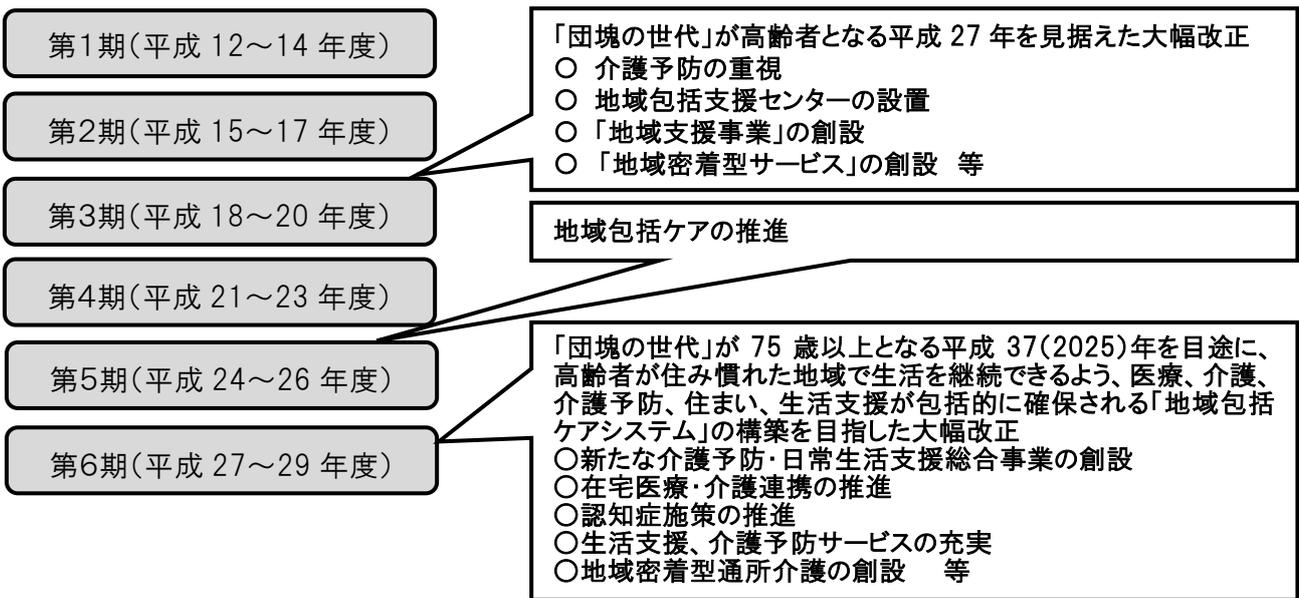


## 1. 計画策定の趣旨

介護保険制度は、当時予想された超高齢社会を見据え、社会全体で介護が必要な高齢者を支えるために創設され、平成12(2000)年度にスタートしてから、18年が経過し、国は高齢者福祉施策・介護保険制度の見直しを繰り返してきました。

平成27年度からの第6期の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケアの推進」を中心に大幅な制度改正が行われ、体制整備のための移行期間として位置づけられました。

### ■第6期までの市町村介護保険事業計画の経緯■



第6期計画として策定した「周南市高齢者プラン(第7次老人保健福祉計画・第6期介護保険事業計画)」においては、これまでの経緯を踏まえて、「高齢者が地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現に向けた、地域で支え合う“もやい”のまちづくり」を、基本理念・基本目標として、地域包括ケアを進めるべく取り組んできました。

「周南市高齢者プラン(第8次老人保健福祉計画・第7期介護保険事業計画)」(以下「本計画」という。)においては、第6期計画において掲げた理念を継承しながら、質の確保のためには、「地域福祉」について市民の理解を深め、自主的な健康づくりや地域の見守り等を促進する「地域づくり、人づくり」を踏まえ、すべての高齢者を対象とし、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けていただくため、福祉サービスのみならず、地域活動や生きがいづくり等も含めた、総合的な保健福祉の向上を図ることを目的とします。

## 2. 計画の位置づけと他計画との整合

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画として、両計画を一体的に策定します。

なお、平成20年4月に老人保健法（昭和57年法律第80号）が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことに伴い、医療保険者が特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、40歳以上の保健事業は健康増進法（平成14年法律第103号）に移行しましたが、高齢者のための総合的な計画とする観点から、本計画は従来の老人保健福祉計画として位置づけています。

本計画は、「第2次周南市まちづくり総合計画（しゅうなん共創共生プラン）」、「周南市地域福祉計画」、「周南市障害者計画・周南市障害福祉計画」、「周南市健康づくり計画」等の関連計画との整合を図り策定するものです。

また、「周南市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や山口県の「やまぐち高齢者プラン」との整合を図ります。

## 3. 計画の期間

本計画は、「団塊の世代」が75歳以上となる平成37（2025）年を見据えた、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間を一期とする計画とします。

本計画の実施状況と進行管理については、毎年度点検を行い、課題の分析、評価を行います。

### ■計画期間■

27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)	32年度 (2020)	33年度 (2021)	34年度 (2022)	35年度 (2023)	36年度 (2024)	37年度 (2025)	38年度 (2026)
<b>第6期計画</b> (第7次老人保健福祉計画 ・第6期介護保険事業計画)			<b>第7期計画</b> (第8次老人保健福祉計画 ・第7期介護保険事業計画)			<b>第8期計画</b> (第9次老人保健福祉計画 ・第8期介護保険事業計画)			<b>第9期計画</b> (第10次老人保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画)		

## 4. 介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目的に、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（一部を除き、平成30年4月1日施行）」が示されました。改正のポイントは以下のとおりです。

### （1）地域包括ケアシステムの深化・推進

#### ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送っていただくための取組を進めることが求められています。

全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう以下の諸点を制度化しています。

- ・介護保険事業（支援）計画の策定にあたり、国から提供されたデータの分析の実施
- ・介護保険事業（支援）計画に介護予防・重度化防止、介護給付費適正化等の取組内容及び目標を記載
- ・介護保険事業（支援）計画に位置づけられた目標の達成状況についての公表及び報告
- ・財政的インセンティブの付与（交付金の交付）の規定の整備
- ・都道府県による市町村に対する支援（研修、情報提供等）の規定の整備
- ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・市町村長から都道府県知事へ意見を申し出ることができる等、居宅サービス等事業者の指定に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・国及び地方公共団体の認知症に関する施策の総合的な推進（認知症に関する知識の普及・啓発、認知症の人に応じたりハビリテーション及び認知症の人を介護する人の支援、その他認知症に関する施策の推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重に努める等）

#### ② 医療・介護の連携の推進等

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設の創設が示されています。

病院または診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院または診療所の名称を引き続き使用できることとされています。

現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長（平成36（2024）年3月31日まで）することになっています。

■新たな介護保険施設の概要■

名称	介護医療院 ※病院または診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院または診療所の名称を引き続き使用できることとする
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する（「介護医療院サービス」の提供） ※介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける
開設許可	厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない ※設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人等の非営利法人等

③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記しています。（「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定しています。）

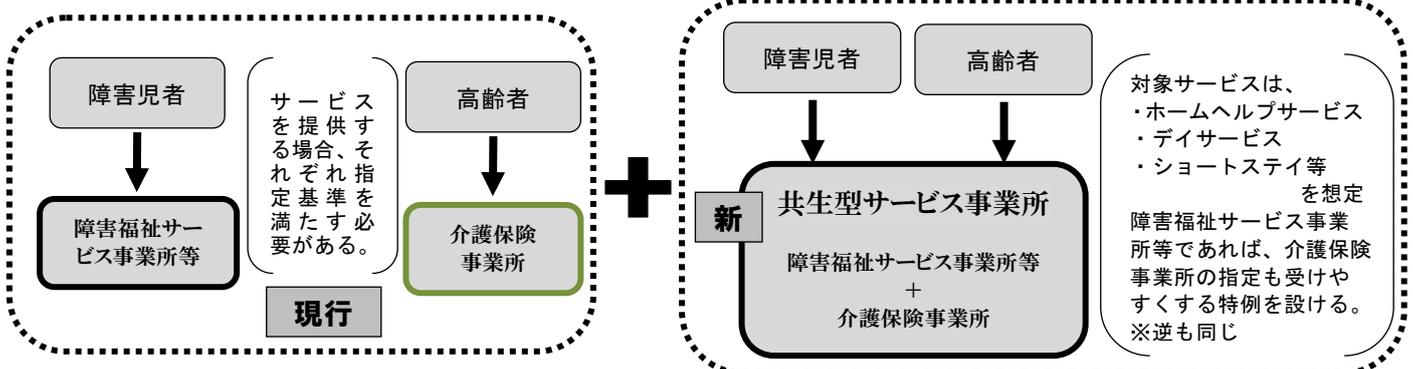
「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定しています。

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等）
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づけています。

高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置づけています。

■新たな共生型サービスの概要■



## （2）介護保険制度の持続可能性の確保

### ① 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、平成30年8月から現行2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合が3割になります。

### ② 介護納付金における総報酬割の導入

各医療保険者は、介護納付金を、2号被保険者である「加入者の数に応じて負担（加入者割）」していましたが、これを被用者保険間では「報酬額に比例した負担」とする仕組み（総報酬割）を、平成29（2017）年8月から平成32（2020）年度まで段階的に導入します。



## 5. 計画の策定体制と市民参画

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施

高齢者の日常の生活状況や健康状態等を把握し、計画策定の基礎資料とするため、要介護1～5以外の高齢者を対象とし、平成29年4月から5月にかけて介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施しました。

#### ■回収の結果■

調査対象者数	有効回収数	有効回収率
2,000人	1,435人	71.8%

### (2) 在宅介護実態調査の実施

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向け、介護サービスのあり方を検討するため、在宅で要支援・介護認定を受けている方を対象とし、平成28年11月から平成29年5月にかけて在宅介護実態調査を実施しました。

#### ■回収の結果■

調査対象者数	有効回収数	有効回収率
530人	530人	100.0%

### (3) 計画素案の公表、市民からの意見募集

平成30年1月に、計画素案を広く市民に公表し、意見募集を行いました。

### (4) 高齢者保健福祉推進会議の設置

計画策定において、被保険者をはじめとする住民各層の意見を反映させるため、「周南市高齢者保健福祉推進会議」に諮り、本計画の策定に取り組みました。

この会議には、保健・医療・福祉の関係者の他、学識経験者、公募による被保険者代表の方の参画により、様々な見地からの議論をいただきました。

## 6. 周南市の将来像

### (1) 基本理念と基本目標

国においては、市町村介護保険事業計画は第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置付けられ、団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年までの各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することが求められています。

こうしたことから、「第7期介護保険事業計画」(以下「第7期計画」という。)では、この理念を堅持し、平成37(2025)年、さらには、団塊ジュニア世代が65才以上となる平成52(2040)年に向けて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要となります。

本市では、共に支え合い、共に助け合い、共に分かち合う、「共に」のまちづくりを推進しており、「共に」の心で地域包括ケアシステムを推進していく方針であることから、「住み慣れた地域で“共に”支え合うまちづくり」を本計画の基本理念とし、「共に支え合い、共に助け合い、共に分かち合い、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現」を、本計画の基本目標としました。

#### ■基本理念■

**住み慣れた地域で“共に”支え合うまちづくり**

#### ■基本目標■

**共に支え合い、共に助け合い、共に分かち合い、  
高齢者が住み慣れた地域で  
安心して暮らし続けられる地域社会の実現**

(2) 基本的方向（計画目標）

この「住み慣れた地域で“共に”支え合うまちづくり」に向けた施策展開の基本的な方向性として、

■計画目標■

- 1 健康づくり・介護予防の総合的な推進
- 2 高齢者が活躍できる社会づくりの推進
- 3 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 4 介護保険制度の円滑な運営

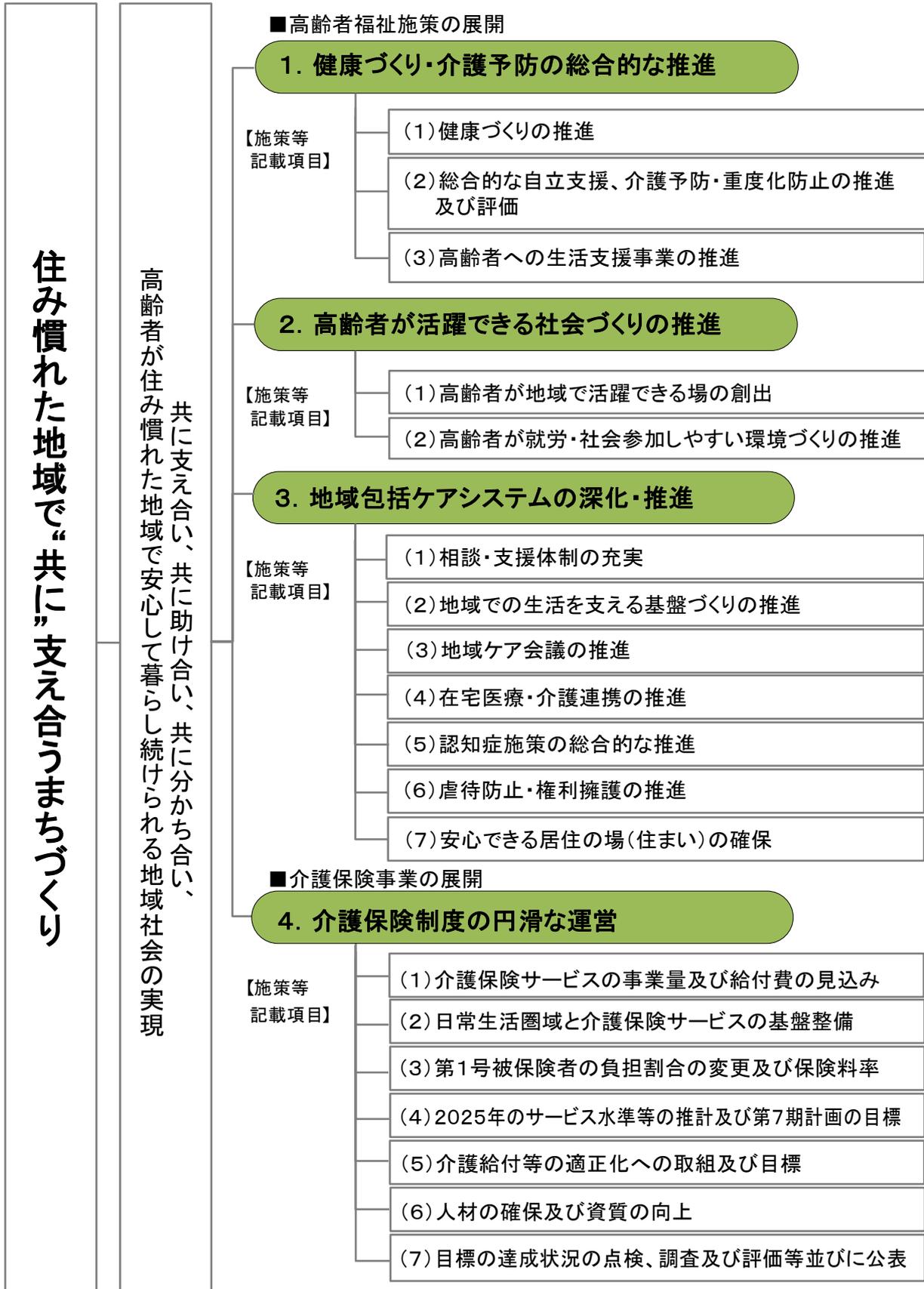
の4つの計画目標を設定しています。



(3) 計画の体系

■ 計画の体系 ■

【基本理念】 【基本目標】 【基本的方向】



## 7. 地域で高齢者福祉を担う主体と役割

### (1) 周南市・地域包括支援センター

行政・地域包括支援センターが連携、一体となって、高齢者福祉施策及び介護保険施策を総合的に推進し、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、介護予防の支援を行います。また、市は、保険者として、介護保険事業の適正な運営、介護保険制度や介護サービスに関する情報提供や開示に努めます。

さらに、高齢者一人一人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指した地域社会の仕組みづくりや環境づくりに努めます。

### (2) 周南市社会福祉協議会

周南市社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、地域社会における多様な住民活動の橋渡し役を行い、住民主体による支え合いの地域社会の実現、また、地域の福祉力の向上を支援する役割を担います。

また、市民が自分の力を発揮できる部分を見だし、協働を基調としながら地域福祉を推進する役割を担います。

### (3) 地域（地域組織・ボランティア団体・NPO等）

計画の基本理念「住み慣れた地域で“共に”支え合うまちづくり」を実現するためには、地域社会の担い手として、地域住民、民生委員児童委員、コミュニティ、自治会、ボランティア個人・団体、NPO法人、民間事業者等、多様な主体がそれぞれの特徴を活かし、役割を果たすことが重要です。

各主体と連携しつつ、個々の活動を推進し、地域社会の担い手としての役割を担います。

